

**「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」・「同運用の手引き」  
令和2年3月版 改定概要**

R02. 3. 12 監理課技術管理室

## 1 改定の基本的考え方

- (1) 電子納品に係る要領・基準等は、国の最新版を適用する。
- (2) 受注者のITレベルに合わせた柔軟な対応は、県独自の規定とする。
- (3) 従来の「平成31年3月版」から、新たに「令和2年3月版」へ改定する。

## 2 適用年月日

令和2年4月1日以降に契約締結の案件（工事・業務）より適用

## 3 主な改定点

- (1) **設計金額1千万円以上の建設工事の電子納品レベル**  
【新】原則として納品レベル2以上  
【旧】原則として納品レベル1.5以上
- (2) **チェックリストによる目視チェック**  
【新】工事管理・業務管理情報についてチェックリストによる目視チェックの実施及びチェック結果の提出（チェックリストは受注者用電子納品チェックソフトにより印刷）  
※緯度・経度情報についてインターネットによる地図閲覧サービスによる確認及び印刷・提出
- (3) **情報共有システム**  
【新】情報共有システム活用要領に基づき利用  
【旧】受発注者協議により利用
- (4) **最終成果（電子）提出部数**  
【新】最終成果（電子）の提出部数は正本1部、副本1部の2部（担当課への提出廃止）  
【旧】最終成果（電子）の提出部数は正本1部、副本2部の3部とし、副本の1部を担当課へ提出
- (5) **道路中心線形データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン**  
【新】道路中心線形データをICT施工工事等で活用できるように、平面線形・縦断線形の両方あるいはいずれかを設計・変更する道路設計業務に「道路中心線形データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン」を準用
- (6) **CADデータファイル等命名規則**  
【新】適用に係る記載を削除（全ての工事・業務委託に適用）  
【旧】国土交通省の要領・基準に準拠する土木部及び環境林務部の工事・業務委託のみ適用

## 4 留意事項

- (1) **写真の有効画素数**  
本県は情報の共有化について検討しています。100万～300万画素程度を超える有効画素数で撮影された写真は必要以上に容量が大きくなり、情報の共有化に支障を来しますので、有効画素数は必ず100万～300万画素程度に設定してください。
- (2) **情報共有システムを利用した書類の格納フォルダ**  
情報共有システムを利用してやり取りした書類は、全て打合せ簿フォルダ「MEET」へ格納できます。